

大和市生活保護特別相談員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市規則第32号

大和市生活保護特別相談員設置規則の一部を改正する規則

大和市生活保護特別相談員設置規則（平成23年大和市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「その30月前に」を「その辞任しようとする日の30日前までに」に、「届け出て」を「申し出て」に、「承認」を「その承認」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。